

報 道 資 料

令和2年12月25日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第241号答申について

行政文書の一部不開示決定に対する審査請求についての諮問第371号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県教育委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和2年12月24日
 - ◎ 実施機関：教育委員会企画管理室
 - ◎ 対象行政文書：1 令和元年12月27日付け教職員の処分に係る以下の文書 ・報道資料「教職員の処分について」 ・処分説明書 ・事情聴取書（令和元年12月2日（月） 13時00分～16時00分 場所：中小企業会館第2会議室） 2 奈良県大和郡山市立郡山南小学校に係る以下の文書 ・奈良県大和郡山市立郡山南小学校の件について ・教職員課対応状況 ・郡山南小学校の聞き取りについて（令和元年11月13日（水） 13時～18時 教職員課分室） 3 令和元年11月29日付け教職員の処分に係る以下の文書 ・報道資料「教職員の処分について」 ・処分説明書 ・事情聴取書（令和元年11月20日（水） 午前9時00分～午前9時30分 奈良西警察署 面会室）
- ◎ 諮問に係る処分と理由
- 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：ア 歴代県教育長 退職時「引継書」作成せず についてわかるものおよびその後の対応についてわかるもの
イ 大和郡山南小学校教諭の氏名及び電話番号
ウ 個人の生年月日、住所、指紋、学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述
エ 大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部
オ 事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部
 - 不開示理由：ア 上記不開示部分のア
当該文書を作成していないため
イ 上記不開示部分のイ及びウ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
ウ 上記不開示部分のエ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
条例第7条第6号に該当
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
エ 上記不開示部分のオ
条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため
条例第7条第6号に該当
県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- ◎ 審査会の結論：実施機関が審査請求人に対して令和2年2月19日に行った行政文書一部開示決定のうち、「1 奈良高校 50代男性教諭（部活動で）セクハラ行為（2019年12月1日配信）について、事実関係・事情聴取、処分について その後の学校、教育委員会の対応についてわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）については、別紙に掲げる文書を対象文書として特定するとともに、その他の本件開示請求1に対応する行政文書について改めて探索、特定した上、当該行政文書について開示決定等すべきであるが、その余の実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判断理由：

1 本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求1について、実施機関は、審査請求人は奈良県立奈良高等学校において、クラブ顧問である教諭が生徒に対し身体接触を伴う不適切な指導を行った事案に係る事実関係、事情聴取内容及び処分の内容がわかる文書の開示を求めているものであると実施機関は解し、当該処分に係る報道資料（以下「本件文書1」という。）、処分説明書（以下「本件文書2」という。）及び事情聴取書（以下「本件文書3」という。）をそれぞれ特定した。

本件文書1には、処分を受けた教諭の所属、職名、氏名、年齢及び生年月日並びに事案の概要、処分内容及び処分年月日等が記載されている。

本件文書2には、処分を受けた教諭の職、氏名及び処分理由等が記載されている。

本件文書3には、本件開示請求1に係る事案を起こした教諭から実施機関が聴取した当該事案の経緯及び当該事案を起こしたことに對する教諭の心情等が記載されている。

「2 パワハラ被害訴え、小学校（大和郡山市小学校）教諭4名と面談に関するもの（1）事実関係聞きとりの内容について（2）現在の学校の対応 教育委員会の対応についてわかるもの（3）パワハラとの認定等されたこと、処分、注意等あったら、その内容について」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）について、実施機関は、審査請求人は大和郡山市立郡山南小学校の教諭が同校の教諭からパワーハラスメント被害を受けた旨訴えた事案について、被害を訴えた教諭等（以下「関係教職員」という。）に對する面談の内容が分かる文書、及び小学校の対応及び奈良県教育委員会の対応が分かる文書の開示を求めているものであると解し、奈良県大和郡山市立郡山南小学校の件について（以下「本件文書4」という。）、教職員課対応状況（以下「本件文書5」という。）及び郡山南小学校の聞き取りについて（以下「本件文書6」という。）をそれぞれ特定した。

本件文書4には、本件開示請求2に係る事案の経緯について、関係教職員の担当学年、職責、申述内容、大和郡山市教育委員会による関係者への聴き取り内容及び今後の対応等が記載されている。

本件文書5には、関係教職員に對して実施機関が行った面談概要が時系列で記載されている。

本件文書6には、令和元年1月13日に関係教職員に對して実施機関が行った面談における具体的な発言内容等が記載されている。

「3 歴代県教育長 退職時「引継書」作成せずについてわかるものおよび、その後の対応についてわかるもの（2019年12月12日配信）」の開示請求（以下「本件開示請求3」という。）について、実施機関は、これまでに奈良県教育長の役職にあった者が引継書を作成していなかったとする旨の報道に関し、引継書を作成していないことの報告書等の文書及び当該報道に對する対応がわかる文書の開示を審査請求人が求めていると解し、当該文書を作成していないとして不開示とした。

「4 修学旅行費盗み、盗撮（奈良市立小学校教諭）（2020 1. 20配信）」について、事実関係と処分についてわかるもの。（関係文書）開示請求（以下「本件開示請求4」という。）について、実施機関は、審査請求人は奈良市立富雄北小学校教諭が盗撮及び窃盗を行った事案について、事実関係、事情聴取内容及び処分の内容が分かる文書の開示を求めているものであると解し、当該処分に係る報道資料（以下「本件文書7」という。）、処分説明書（以下「本件文書8」という。）及び事情聴取書（以下「本件文書9」という。）をそれぞれ特定した。

本件文書7には、処分を受けた教諭の所属、職名、氏名、年齢及び生年月日並びに事案の概要並びに処分内容及び処分年月日等が記載されている。

本件文書8には、処分を受けた教諭の職、氏名及び処分理由等が記載されている。

本件文書9には、本件開示請求4に係る事案を起こした教諭から実施機関が聴取した当該事案の経緯及び当該事案を起こしたことに對する教諭の心情等が記載されている。

2 本件決定の妥当性について

(1) 行政文書の特定について

審査請求人は、審査請求書及び口頭意見陳述等において、本件開示請求1、本件開示請求2及び本件開示請求4について、学校及び教育委員会の対応がわかるものとして、保護者説明会の案内、その決裁文書及び説明会の内容を記録したもの等（以下「学校等の対応に係る文書」という。）が、また、事情聴取録として、事情聴取の質問内容及び回答内容が逐語的に記録されたもの（以下「逐語録」という。）が作成されているはずであり、少なくともこれらの文書が特定されていない旨主張している。

これに對し、実施機関は、本件開示請求において開示を求める文書を具体的に確認するため、審査請求人に對し電話による聴取（以下「本件聴取」という。）を行っており、その際、審査請求人が発言した内容と一致する行政文書を特定した旨説明しているため、以下検討する。

ア 本件開示請求1に對する行政文書の特定について

本件開示請求1に係る事案について、逐語録を作成したか否かについて実施機関に確認したところ、実施機関においては事案の経緯及び事案に對する教職員の心情等の発言内容については、逐語録を作成することなく直接事情聴取書を作成しており、本件においても、逐語録は作成していないとのことであった。

実施機関における教職員に對する聴取において、一般的に逐語録を作成することがないのであれば、本件開示請求1に係る事案についてのみ作成する理由は乏しいと考えられることから、本件開示請求1に對する逐語録を作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行

政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

次に、実施機関は、本件聴取の際、審査請求人は、本件開示請求1について、「事実関係、事情聴取の内容のわかるもの」及び「処分がなされていたなら、理由書など処分の内容がわかるもの」の開示を求めていると発言した旨説明している。そうすると、本件開示請求1のうち「学校及び教育委員会の対応がわかるもの」の趣旨については、本件聴取において明らかにされているとは直ちには認められない。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に本件開示請求1に対応する行政文書の特定の経緯について確認したところ、本件聴取に係る逐語的な記録を作成したわけではなく、本件聴取以外に審査請求人に対し文書特定に関して問合せ等も行っていないとのことであった。

そして、審査請求人は審査請求書及び口頭意見陳述等において、本件開示請求1に係る文書の特定について、一貫して、保護者説明会等の学校の対応がわかる文書の開示を求める旨主張していることから、本件聴取において、実施機関と審査請求人との間で認識が相違していることは明らかである。

このような状況においては、本件開示請求1に係る実施機関の主張を是認することはできない。

そこで、当審査会は、保護者説明会等の学校等の対応がわかる文書を保有しているか否かについて、事務局を通じ、実施機関に確認したところ、本件開示請求1に係る事案について、別紙に掲げる文書（以下「本件提示文書」という。）の提示を受けた。

そして、当審査会が本件提示文書を見分したところ、本件開示請求1に係る事案に関する、保護者に対する説明会開催のための通知、当該説明会の内容を記録した文書及び保護者に対する謝罪のために作成された文書であると認められることから、本件開示請求1のうち、「学校の対応に係る文書」に該当すると考えるのが相当である。

これらのことから、本件提示文書は、本件開示請求1の対象文書に該当するものと認められる。

以上のことから、本件提示文書を本件開示請求1の対象文書として改めて特定するとともに、本件提示文書以外の行政文書を含めて、本件開示請求1に対応する行政文書を改めて探索、特定の上、当該行政文書について開示決定等すべきである。

イ 本件開示請求2及び本件開示請求4に対応する行政文書の特定について

実施機関は、本件聴取において、本件開示請求2については、面談の内容がわかるもの及び小学校の対応と教育委員会の対応がわかるものを、本件開示請求4については、事実関係と処分の内容がわかるもの及び事情聴取の内容の開示を求める旨発言した旨説明しているが、審査請求人は学校等の対応に係る文書の開示を求める旨主張している。

この点、既に述べたとおり、本件開示請求に対応する行政文書の特定について、本件聴取において、実施機関と審査請求人との間で認識が相違していたことは明らかである。

そこで、本件開示請求2に係る事案及び本件開示請求4に係る事案についての学校等の対応に係る文書を保有しているかについて、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、いずれの事案も実施機関に属さない市立小学校における事案であることから、実施機関においては作成していないとのことであった。また、大和郡山市教育委員会及び奈良市教育委員会において文書を作成している可能性は否定できないものの、本件開示請求2に係る事案については人事異動の参考とするため、本件開示請求4に係る事案については処分量定を決めるために実施機関が関与したものであり、これらの目的を達成するために学校等の対応に係る文書を取得する必要はなく、学校等の対応に係る文書に限らず、本件開示請求2及び本件開示請求4に対応する行政文書として開示した行政文書以外の文書を作成又は取得していないとも説明している。

本件開示請求2に係る事案及び本件開示請求4に係る事案は、実施機関とは別の教育委員会に属する市立小学校で生じた事案であることを考慮すると、これらの事案について、本件開示請求2及び本件開示請求4に対応する学校等の対応に係る文書等を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段の不自然、不合理な点はなく、当該文書を作成又は取得していたと推測させる特段の事情も認められない。

以上のことから、本件開示請求2及び本件開示請求4について、学校等の対応に係る文書及び逐語録等を作成又は取得していないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(2) 行政文書の不存在について

実施機関は、本件開示請求の趣旨について、審査請求人は本件聴取において、教育長が引継書を作成していないことに関する報道（以下「本件報道」という。）を受けて、実施機関内部で報告を行った行政文書及び本件報道に対する実施機関の対応がわかる行政文書（以下「本件報道に係る対応文書」という。）の開示を求めるとの趣旨である旨発言していたが、これらの文書は作成していない旨主張しているので、以下検討する。

本件報道に係る対応文書を作成していない理由について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関は、教育長の引継書の作成について規定する法令等は存在しておらず、教育長は必ずしも引継書を作成することが必要とされていないことから、本件報道に係る報告は、教育長の引継書作成に係る規定の状況に鑑みて、口頭でのみ行った旨説明している。

また、教育委員会事務局に属する教職員については引継書作成が義務づけられているが、本件報道は特別職の公務員に限定された引継書に関する報道であったため、教育委員会事務局の教職員全体に広く引継書を作成すべき旨をあらためて周知する等の事後対応は必要ないと判断のもと、特段の事後対応は行っていないとのことであった。

一般的に、報道機関によって特定の事案について不適正である旨指摘された場合には、当該報道に係る事案について、これまでの対応が適切であったか否かなどについて検討するための行政文書が作成されるものと考えられる。しかし、実施機関が、教育長が引継書を作成する法令上の義務規定がなく、特段の対応が必要ないと考えていることを考慮すると、本件報道に係る報告文書や事後対応のための行政文書等は作成していないとする実施機関の説明を認めざるを得ない。

以上のことから、本件開示請求3に対応する行政文書を作成していないとする実施機関の説明については是認せざるを得ない。

(3) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（前段）、「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（後段）を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

審査請求人は、本件不開示情報のうち、個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部及び事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部の開示を求めているが、実施機関はこれらの情報について条例第7条第2号に該当するため不開示としているので、以下検討する。

ア 個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述

実施機関は、個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述として、被害を受けた生徒の学年、所属クラブ及び被害の状況等が分かる記述（以下「本件被害生徒に係る情報」という。）並びに教諭の経済状況に関する記述（以下「本件教諭に係る情報」という。）を不開示としている。

(ア) 本件被害生徒に係る情報について

実施機関は、本件被害生徒に係る情報について、条例第7条第2号本文前段に該当するとして不開示としている。

条例第7条本文前段に規定する「他の情報」については、開示請求の請求主体には何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件被害生徒に係る情報については、学校において発生した生徒に対する身体的接触に係る事案に関するものであるため、「他の情報」には、教職員、同級生、保護者その他の関係者（以下「学校関係者」という。）が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定で学校名、学級名及び教諭名が既に開示されているという状況においては、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、当該被害生徒を識別することができることとなるため、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件被害生徒に係る情報については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

(イ) 本件教諭に係る情報について

実施機関は、本件教諭に係る情報について、条例第7条第2号本文前段に該当するとして不開示としている。

本件教諭に係る情報について、本件教諭の所属校名及び氏名が既に開示されているという状況においては、当該情報と本件教諭に係る情報とを照合することにより、本件教諭を識別することができることと認められる。したがって、本件教諭に係る情報は、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

本件教諭に係る情報については、公務員の職務の遂行に係る情報ではないことから、同号ただし書ウに該当しない。また、当該情報を公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件教諭に係る情報については、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、個人の学年、所属クラブ及び個人を特定できる記述は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

イ 大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部

大和郡山南小学校教職員からの聴取記録について、当審査会が当該行政文書を見分したところ、担任学年、個人の心身の状況が分かる記述、特定の人物の発言内容や行為に対する評価等が不開示とされていることが認められた。

先に述べたとおり、条例第7条本文前段に規定する「他の情報」には、個人情報 の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するべきである。

大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部については、本件事案が小学校において発生したパワーハラスメントの訴えに係る事案に関するものであるため、「他の情報」には、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するべきである。

そして、本件決定で、学校名、聴取を受けた教諭の学年及び職務内容が既に開示されているという状況においては、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部を開示した場合、学校関係者が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、特定の発言を行った教職員を識別することができることとなる。

したがって、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部は、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

そして、これらの情報を公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

また、不開示とした聴取記録の一部には、パワーハラスメント被害の訴えの原因となった事象に関する事項が記載されている。パワーハラスメントに関する情報については、職務遂行の過程において発生する行為に係る情報ではあるが、聴取を受けた教職員の名誉や信用に直接関わる情報であって、開示することにより、当該教職員の権利利益を害するおそれがあると認められるため、教諭の私事に関する情報であると考えらるべきであり、職務遂行の内容に係る情報ではないことから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

以上のことから、大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当することから、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ウ 事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部

事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部については、事情聴取を受けた教職員に関する情報であって、本件決定において既に開示されている当該教職員の氏名と一体として、当該教諭に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

これらの記述は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。

同号ただし書ウについて、事情聴取を受けた教諭の心情に係る記述については、個人の内心に係る情報であるため、当該教諭の職務遂行の内容に係る情報に該当しない。

以上のことから、事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(4) 理由付記について

条例第11条第3項には、「開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由を記載しなければならない。」と規定されているが、この規定は、不開示とする理由の有無について、行政の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、審査請求等に便宜を与える趣旨であると解される。

審査請求人は、条例第7条第2号に係る不開示部分の理由付記について、「個人の権利利益を害するおそれ」とはどのような権利利益を害するのか、またどのような「おそれ」があるのかについて説明がなされていない旨、また、条例第7条第6号に係る不開示部分の理由付記について、「おそれ」とは単なる推測であり、どのような「支障」があるのかについて説明がなされていないとして、支障となる具体的な事例を明らかにすべき旨主張している。

当審査会が、本件決定に係る行政文書一部開示決定通知書を見分したところ、開示しない部分欄に、「大和郡山南小学校教職員からの聴取記録の一部」「事情聴取書のうち、個人の心情に係る記述の一部」と不開示部分について相当程度具体的に記載され、開示しない理由欄に、「条例第7条第2号に該当」等、不開示とした根拠規定が掲げられるとともに、本件不開示情報の性質が記載されていることが認められる。

理由付記の際には、不開示情報が明らかにならない限度において記載する必要があり、このことを考

慮すると、本件決定における理由付記は、本件決定を取り消さなければならないほどの不備があるとはいえない。

2 事案の経緯

① 開示請求	令和 2年 2月 5日		
② 決定	令和 2年 2月 19日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	令和 2年 3月 16日		
④ 諮問	令和 2年 4月 15日		
⑤ 経過	令和 2年 7月 29日	第243回審査会	審議
	令和 2年 10月 9日	第245回審査会	審議
	令和 2年 10月 29日	第246回審査会	審議
	令和 2年 11月 20日	第247回審査会	審議

別紙

- ア 令和元年11月27日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する部活動部員保護者宛に発出した「保護者説明会の実施について（ご案内）」
- イ 令和元年11月29日付けで奈良県立奈良高等学校校長が保護者あてに発出した「本校職員の不適切な指導について（お詫び）」
- ウ 被害生徒が所属する部活動の部員保護者説明会（令和元年11月30日開催）の議事内容を記録した文書
- エ 第1回保護者説明会議事概要（令和元年11月30日開催、場所：県立奈良高等学校会議室）
- オ 令和元年12月23日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する部活動の部員保護者宛てに発出した「第2回保護者説明会の実施について（連絡）」
- カ 令和元年12月23日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する学級の保護者宛てに発出した「今後の学級運営について（報告）」
- キ 被害生徒が所属する部活動の部員保護者説明会（令和元年12月27日開催）の議事内容を記録した文書
- ク 第2回保護者説明会概要（令和元年12月27日開催、場所：県立奈良高等学校会議室）
- ケ 令和2年1月7日付けで奈良県立奈良高等学校校長が保護者宛てに発出した「本校職員の不適切な指導について（報告）」
- コ 令和2年1月16日付けで奈良県立奈良高等学校校長が被害生徒が所属する部活動の部員保護者宛てに発出した「保護者説明会の概要について（連絡）」